

(3)利益処分案

(単位：百万円)

期 別 科 目	当 期 〔自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日〕	前 期 〔自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日〕	増 減 (△印は減)
当 期 未 処 分 利 益	17,837	16,835	1,001
任 意 積 立 金 取 崩 額			
固定資産圧縮積立金取崩額	141	118	23
合 計	17,979	16,954	1,024
これを次のとおり処分します			
利 益 配 当 金	9,246	7,707	1,538
	〔 1株につき30円 〕 普通配当 30円	〔 1株につき25円 〕 普通配当 25円	
役 員 賞 与 金 (うち監査役賞与金)	73 (6)	73 (6)	—
任 意 積 立 金			
別 途 積 立 金	7,000	7,500	△ 500
次 期 繰 越 利 益	1,659	1,673	△ 13

- (注) 1. 固定資産圧縮積立金取崩額は、租税特別措置法の規定に基づいたものであります。
2. 当期の利益配当金は、自己株式12,260,749株を除いて算出しております。